

令和6年11月

城南衛生管理組合議会

廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会

会 議 記 録

令和6年11月城南衛生管理組合議会廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会

開催日時 令和6年11月12日（火）午前10時

開催場所 城南衛生管理組合クリーンパーク折居事務所棟2階大会議室

出席委員（11人）

谷 田 健 治	委 員 長
田 中 智 之	副委員長
中 村 正 公	委 員
福 田 佐世子	委 員
宇佐美 ま り	委 員
語 堂 辰 文	委 員
辻 徹	委 員
稲 吉 道 夫	委 員
角 谷 陽 平	委 員
徳 永 未 来	委 員
中 村 麻伊子	委 員

説明のため出席した者

野 村 賢 治	専任副管理者
山 本 晃 治	総務部長
橋 本 哲 也	総務部次長
川 島 修 啓	施設部長
池 本 篤 史	施設部次長
山 内 皇太郎	施設部次長
馬 淵 武 志	総務課長
五十嵐 正 和	循環型社会推進課長
川 戸 辰 也	施設課長
角 田 賢 祐	グリーンヒル三郷山所長
白 井 祥 吾	グリーンヒル三郷山副所長
曾 束 和 司	クリーン21長谷山副所長
竹 嶋 仁 志	クリーン21長谷山主幹
倉 富 晋一郎	総務課主幹
増 田 清 孝	循環型社会推進課課長補佐
福 山 さやか	施設課課長補佐

事務局

親 見 善 人 議会事務局長

議 題

- 1 プラスチック一括回収の実施について
- 2 展開検査と土曜日搬入の状況について
- 3 最終処分場のあり方比較検討結果について
- 4 グリーンヒル三郷山における浸出水の流出事案について
- 5 循環型社会推進会議について

午前9時57分開会

○谷田健治委員長 おはようございます。本日は、廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会を招集いたしましたところ、委員各位におかれましては、何かとお忙しい中ご参集をいただきまして、厚くお礼申し上げます。

会議前の連絡事項についてご報告いたします。ただ今の出席委員数は11名全員であります。既に定足数に達していますので、委員会は成立をいたしました。

ただ今から廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会を開会いたします。

初めに、理事者から挨拶の申し出がございますので、お受けいたします。

野村専任副管理者。

○野村賢治専任副管理者 おはようございます。本日は、廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会が開催されましたところ、委員各位におかれましては、大変お忙しい中ご参集をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

皆様方には、日頃から当組合の業務運営に対しまして、ご理解とご指導いただき、重ねてお礼を申し上げます。

さて、本日はご報告をいたしたく存じておりますのは、プラスチック一括回収の実施について、展開検査と土曜日搬入の状況について、最終処分場のあり方比較検討結果について、グリーンヒル三郷山における浸出水の流出事案について、循環型社会推進会議についての5点でございます。

それでは、委員会資料に沿って担当からご報告をさせていただきますので、委員各位のご指導、ご意見を賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○谷田健治委員長 ありがとうございます。それでは、本日の議題に入りたいと思います。なお、当局側の説明、質疑応答につきましては着席にてお願いします。

1点目の、プラスチック一括回収の実施についての説明を求めます。

川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 それでは、資料に基づきプラスチック一括回収の実施についてをご説明させていただきます。

初めに1、現状でございます。まず（1）ですが、令和4年4月に、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行され、市町村はプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化をすることが努力義務となっております。また（2）のとおり、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化に必要な措置を行っていることが、廃棄物処理施設に係る環境省の交付金や補助金の要件化の対象となっております。つまり、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化を実施しないと、廃棄物処理施設の建設等において、国の補助金を受けられなくなるため、財政面を考慮すると、事実上、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化の実施が必須と

なっております。

次に2、プラスチック資源循環促進法の対応について。まず、分別と再商品化の方法ですが、(1)のとおり、プラスチック使用製品廃棄物を既に分別収集しているプラスチック製容器包装と一括で回収し、リサイクルセンター長谷山で選別処理の上、容器包装リサイクル協会へ処理を委託する方法で行いたいと考えております。

次に、(2)のとおり、一括回収の開始時期については令和8年度の開始をめどに、構成市町と調整を行っております。

また、(3)のとおり、一括回収の分別基準は、環境省が作成しているプラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引きを基本として、詳細については構成市町と協議を行っております。

資料の表に分別基準の概要をお示ししておりますので、ご覧ください。基本的には100%プラスチックの製品で、50センチメートル未満のものが対象で、プラスチック製容器包装と同じごみ袋へ入れて排出していただきたいと考えております。

3、今後の予定ですが、プラスチック使用製品廃棄物を一括回収した場合、モバイルバッテリー等のリチウムイオン電池を含む不適物が増加し、プラスチック製容器包装の選別ラインで火災発生リスクが高くなることを懸念しております。

そのため、(1)のとおり、今年度中にリサイクルセンター長谷山に火災対策工事を実施し、施設の受入体制を確保する計画としております。

また(2)のとおり、令和7年度に各構成市町において住民の皆様への周知・啓発を行っていただき、令和8年度から一括回収を開始したいと考えております。なお、当組合も構成市町と協力しながら、並行して啓発を行っていきたいと考えております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○谷田健治委員長 以上で説明が終わりました。質問はございませんか。

中村正公委員。

○中村正公委員 改めて、おはようございます。何点か質問させていただきます。

まず、令和4年にプラ新法が制定、施行されて、それに基づくものなんですけれども、現状にありますように、法律の施行から2年経って、モデルの形成支援事業に参加して、一括回収を実施している自治体もありますけれども、全国的な取組状況というのはどうなのか、まず教えてください。また、実施している自治体の声とか課題とか、ありましたら教えてください。

○谷田健治委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 全国的な取組状況として数を押さえているわけではございませんが、まだ、全ての自治体がされているということではございません。京都府内においても、されているのは京都市、亀岡市、南部の和束町、笠置町、この辺りは、もともと施行前からプラスチックの分別を独自でされているというようなことで、引き続き行われているというような状況になっております。

あと、ほかの自治体の声ということで、幾らかお聞きしたり、視察にも行かせていただいたんですけれども、やはり一括回収となると、住民の皆様が、先ほど言ったようなバッテリーなんかを間違えて出されたりとかして、火災のリスクが少し高くなったというような声を聞いていますので、やはりその辺りの火災対策というのが必要かなというふうには考えております。ただ、量が格段に増えるというようなことは特段聞いてはおりません。

以上です。

○谷田健治委員長 中村正公委員。

○中村正公委員 ありがとうございます。徐々に取り組を行っているんだと思うんですけれども、課題として、先ほどの説明にもありましたように、やはり間違えてバッテリー等が入って火災が発生するという事の事例が多くなっているというのは、それに対しての対策は取るということなので、この市町村が計画を策定して、国からの認定を受けるという再商品化計画、これをつくって、国の認定を受ける必要があるというふうにあるんですが、この再商品化のイメージというのはどんなふうに考えているのか。また、一括回収と再商品化は一体のものとして取り組むべきものなのか、その辺のことを教えてください。

○谷田健治委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 このプラ新法の方では、回収したプラスチックの方を容リ協に引き渡す方法と、再商品化を独自で行う方法と、独自ルートを設定するという方法、この2つがございまして、当面、当組合の方では、まずは容リ協の方に委託をお願いするというふうに考えております。もちろん再商品化を独自で行うということは、より効率的な処理とか、経費面ということで検討が必要かなというふうに思っておりますので、こちらの方は引き続き研究をしていきたいと考えております。

商品化の方法というか、どういうものに利用されるかというところでございますけれども、通常、資源化の方法としては、プラスチック材料として再度使用するマテリアルリサイクルという方法であるとか、あと、高炉の還元剤等に使用するケミカルリサイクル、こういった方法がございまして、実際には、プラスチックの品質によって用途が振り分けられるということになっております。今年度の当組合のプラスチック製容器包装の場合は、一応、品質も割といいということでマテリアルリサイクルの方がされておりまして、一般的にはパレットであるとか、プランターのようなものに生まれ変わっているというふうに聞いております。

以上です。

○谷田健治委員長 中村正公委員。

○中村正公委員 ありがとうございます。イメージは分かりましたが、国の交付金・補助

金の要件の中で、先ほど説明がありましたように、再商品化に必要な措置、それと分別収集、これが条件ということですが、再商品化に必要な措置を行っていることが、具体的に先ほど説明を受けたような、そういう内容をやるということを計画として出すという認識でいいんですか。

○谷田健治委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 再商品化というのは、今度行おうとしている容リ協に引き渡すという方法も含めて、再商品化の措置というふうに受け取っていただけるということでございまして、地域計画といって、交付金なり補助金を受ける場合は、そういう施設の整備をするような計画を立てないといけないんですけれども、その中に、そういうプラスチックの再商品化を行っていますよというような文言を入れて、国の認可をいただいた上で交付金をいただくというような手続きとなっております。

○谷田健治委員長 中村正公委員。

○中村正公委員 ありがとうございます。大体分かったのですが、一括回収によって、受け入れるリサイクルセンター長谷山の、先ほどは協会の方に分けて出すというようなことがあったんですが、この長谷山自体の設備の改修などというのは必要ないのか。もし必要だとしたら、その内容も教えてください。

○谷田健治委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 プラスチックの一括回収において、まず、どれぐらい量が増えるかというところを、昨年の11月から今年の9月にかけて、年4回ぐらい、ごみの組成調査の方をさせていただきまして、増える量というのが、大体、不燃ごみ中に50センチ未満できれいなプラスチックの量と、汚れているんですけど、洗えば再商品化できるかなというような量が、合わせて大体5%弱ぐらいというようなことでした。

不燃ごみが、年間1万トンぐらい入ってきますので、それでいうと、最大500トン弱程度ぐらいが増えるのかなというところでございまして、その量というのが、今のプラスチック製容器包装の搬入量の大体14%程度ということになりますので、現状でいうと処理能力は満たしているというところで、大規模な改修というのは必要ないかなと考えておりますので、先ほどあった火災対策の方は、今年度しっかりやっていきたいというふうに考えております。

○谷田健治委員長 中村正公委員。

○中村正公委員 最後に、令和8年度の改修をめどにということで各市町と調整されているんですが、調整の中で出ている各市町の意見とか、あと、令和8年度からの実施に向けて、各市町村で何をどういうふうに取り組んでいくのか、必要なのか、それを最後

にお聞かせください。

○谷田健治委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 今まさしく、どういうふうな細かいルールを決めていこうかというのを市町さんと話をしております、それこそ回収措置の名称、こちらの方も、どういう形が分かりやすいのかということであつたりとか、あと、どうしても住民さんが分別に迷うような微妙なものがありますので、その辺りをなるべく洗い出して、どうやって伝えていくのかということを中心に話をさせていただいております。

また、当組合においては、先ほどもあったように、小型家電であるとかバッテリーなんかが入ってきて火災のリスクが高いということになりますので、その辺りをどうやって周知をしていくかというようなことが課題となってくるかなというふうに考えております。

以上です。

○谷田健治委員長 ほかに質問はございませんか。

中村麻衣子委員。

○中村麻衣子委員 よろしくお願ひいたします。確認なんですけれども、交付金・補助金の要件化ということで、これは3市3町全ての市町で取り組むことがこの要件化を満たすことになるのでしょうか。

○谷田健治委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 はい、全ての市町さんで取り組んでいただく必要があるということです。

○谷田健治委員長 中村麻衣子委員。

○中村麻衣子委員 そうしましたら、このプラスチックの一括回収によって、各市町には負担が増えると。財政的負担も含めてかかるのかどうか、その辺の見通しを教えてくださいましたらと思います。

○谷田健治委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 現状のプラスチック製容器包装の方については、基本的にはその商品化の義務というのは事業者が負っているということがありますので、その費用というのは99%が協会の負担をして、1%だけ組合が負担するとなっているんですけれども、今度集めようとしております製品の方のプラスチックにつきましては、基本的には100%組合の方が負担をするということになっております。ですので、その処理

費用が最終的には分担金という形で、各市町さんにご負担をいただかないといけないということになっております。ただ、一応の緩和措置というか、国の方からは、かかった費用の50%分は特別交付税措置があるというような制度にはなっております。

○谷田健治委員長 中村麻衣子委員。

○中村麻衣子委員 そうすると、負担金を納めて、国の方から各市町の方に交付金が下りてくるといような形で処理されるということなんですが、おおむね、どれぐらい試算されているか分かりませんが、各市町、どれぐらいの負担増になるかという試算はされてたら教えてください。

○谷田健治委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 例えばということにはなるんですけども、現状のプラスチックの処理費用というのが、トン単価、税抜きで大体6万ちょっとということですので、税込みだと7万円ぐらいになってくるかなと思います。先ほどありましたように最大で500トン程度増えたとすると、3,000万から3,500万ぐらいの負担が増えてくるといことで、これをごみの搬入量の構成比で、各市町さんに分担金という形でお支払いいただくといような形になっております。

○谷田健治委員長 中村麻衣子委員。

○中村麻衣子委員 分かりました。最後に1点ですけども、リサイクルセンター長谷山の、先ほど火災対策をされるということですが、これについての費用はどれぐらいを見込んでおられますでしょうか。

○谷田健治委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 火災対策の費用なんですけれども、内容的には混入したリチウムイオンバッテリーというのが、例えば何かの衝撃が加わることで発火するというのが原因でございますので、このプラスチック製容器包装、一括で回収して、同じ選別ラインに入れる場合には、ごみの袋を破る破袋機という機械があるんですけども、そこでリチウムイオンバッテリーに圧力が加わると、発火するんじゃないかということがございますので、この破袋機の出口のコンベアのところにセンサーを配置して、火炎を検知した場合は消火する設備というのを追加するということであるとか、あとは出口のコンベアというのがゴム製になっておりますので、発火した場合、燃えて使えなくなる可能性があるといことで、早期の復旧をする必要がありますので、予備のゴムベルトを常備するといような計画をしております、今まで、予算規模のときの段階ですが、約2,600万円程度を予定しております。

○中村麻伊子委員 分かりました、結構です。ありがとうございました。

○谷田健治委員長 ほかに質問はございませんか。

徳永委員。

○徳永未来委員 プラスチック製容器包装で、今までのものと、新たにもう1つ追加をするというふうなことなんですけれども、これは、追加をして、そこでさらに分別をするということなんです。長谷山の方で選別処理の上、容器包装リサイクル協会の方へ処理を委託するというふうなことなんですけれども、もともとあったものと、これまでのものというか、新しく分別が決まったものと、今までのものを別々にしたほうが手間が減るんじゃないかなというふうに思うんですけれども、どうなんでしょうか。

○谷田健治委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 一括で回収したプラスチックについては一括で再商品化を行うということで、特段、入ってきてからプラスチック容器包装と製品の方を分別するということは考えてはおりません。

○谷田健治委員長 徳永委員。

○徳永未来委員 特段、その手間は変わらない。今のプラスチック製の容器包装というのは、ほぼ100%というか、間違いなく出されていて、そのまま容リ協さんの方に渡されてるんですよね。容リ協さんの方に渡して、リサイクルの方が滞りなく行われているというふうなことであるんやったらいいんですけれども、さらにそこに、これまでと違うものが入ってくるというので、時間がさらにかかるのではないかなというふうに思うんですけれども、そういうこともあまり心配することではないということですかね。

○谷田健治委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 基本的には、今までの容器包装プラスチックに、製品であった、その他プラマークがついてないプラスチックであってもリサイクルしていけるということになりますので、住民の皆様にとっては分かりやすくなるのかなというのと、当組合のリサイクルセンター長谷山の方での分別としては、まさに不適物を取っていくということだけになりますので、基本的には、やることはあまり変わらないかなと。現状でも、先ほど言った小型家電なんかは一定の割合では入ってきておりますので、その量が、もしかしたら少し増える可能性はあるんですけれども、分別としてはあまり変わらないと考えております。

○谷田健治委員長 徳永委員。

○徳永未来委員 分かりました。あとは、こういった形で住民の方が間違えずに捨てられるかということで、周知・啓発の方を、令和7年度中かけて、じっくりやっていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○谷田健治委員長 ほかに質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○谷田健治委員長 ないようですので、2点目の展開検査と土曜日搬入の状況についての説明を求めます。

池本施設部次長。

○池本篤史施設部次長 それでは、配付させていただいております資料に基づき、展開検査と土曜日搬入の状況についてをご説明させていただきます。

初めに1、現状でございます。(1)城南衛生管理組合、以下、当組合と言わせていただきます。では、構成市町(宇治市、城陽市、八幡市、久御山町、宇治田原町及び井手町)から一般廃棄物収集運搬の許可を受けた業者、以下、許可業者と言わせていただきます。が収集した、事業所から排出される一般廃棄物、以下、事業系一般廃棄物と言わせていただきます。の受入れを行っています。

(2)許可業者から当組合に搬入されます事業系一般廃棄物の大部分は可燃ごみであり、その搬入先であるクリーン21長谷山(焼却施設)では、週1回程度の頻度で抜き打ちの展開検査を実施し、搬入廃棄物の内容を確認していますが、廃プラスチック類等の産業廃棄物の不適正搬入が多い状況となっています。

表1をご覧ください。直近の展開検査の結果をお示ししています。結果としましては、表の上段にあります適正搬入が10%から22%となっておりまして、残り8割程度が、何らかの不適正な廃棄物を搬入しようとしている結果となっています。また、資料の下にお示ししている写真ですが、展開検査で発見されました事業所から排出された、廃プラスチックなどと明らかに分かる産業廃棄物になるものでございます。

続きまして、資料をめくっていただきまして、2ページ、(3)適正搬入のインセンティブとするため、著しい不適正搬入がないことを条件としまして、許可業者を対象に、土曜日の受入れを試行的に行ってきたものでございます。22業者を承認してございます。

(4)土曜日搬入を試行した結果ですが、他の曜日に比べて搬入台数及び搬入量はかなり少ない状況となっています。また、展開検査の結果、著しい不適正搬入量があった場合は、土曜日搬入の承認を取り消しすることとしておりますが、令和6年9月1日時点で6社の取消しを行っており、搬入台数が低調である一因となっております。なお、承認の取消しにつきましては、令和6年10月1日で1社追加となっておりまして、合計7社となっております。

続きまして、その下、表の2をご覧ください。

土曜日搬入を開始した令和3年度以降の搬入実績をお示ししています。令和3年度

と令和6年度は、年度の途中の数値となっておりますが、表の右にお示ししております1日当たりの搬入台数、搬入量につきましては、各年度で増減があまり見られないものとなっております。

続きまして2、アンケートについてでございます。

(1) 今後の土曜日搬入の試行について検討する必要があることから、今後の搬入台数の見通しなどを把握するため、今年度6月に、22業者を対象としたアンケートを実施しておりまして、(2) 以降が、そのアンケートの結果となっております。

(2) 今後の搬入台数の増減につきましては、現状維持が76%となっており、今年度の土曜日1日当たりの平均搬入台数は、18台から増えない見込みとなっていました。

(3) 月曜日の1日当たりの搬入台数につきましては、変化なしと回答した業者が67%でありまして、土曜日搬入が月曜日の混雑の緩和には結びついていない実態が明らかとなっております。

(4) ほぼ全ての業者が不適正搬入を防止する対策をしていると回答していました。しかしながら、先ほど展開検査の結果としてご説明させていただいたとおり、当組合が目的としている適正搬入には程遠い結果となっておりまして、当組合と許可業者や排出事業者との間におきまして、認識の差異があることが確認できたと考えています。

続きまして3、土曜日搬入試行の総括でございます。

(1) 土曜日搬入は、当初想定していた搬入台数及び搬入量に比べ低調であり、その利用は一部の業者に限定されている状況であります。

(2) 展開検査の結果から、不適正搬入は依然として多く、適正搬入のインセンティブとしての効果は小さいと考えます。

(3) 以上のことから、土曜日搬入の試行は終了することとしまして、不適正搬入の防止を目的とした新たな取組を検討する必要があると考えております。

最後になりますが、資料の3ページ、4、今後の取組み予定でございます。

(1) 許可業者の大部分は産業廃棄物収集運搬の許可も有しています。そのため、これまでどおり、一般廃棄物の許可権者であります構成市町と連携をしつつ、産業廃棄物の許可権者であります京都府と合同で展開検査を実施し、現状の確認及び業者への指導を行っていくことで、一般廃棄物処理施設への不適正搬入の是正を図りたいと考えているものです。

(2) 京都府との合同展開検査につきましては、通常の展開検査に加えて実施し、また、通常の展開検査と同様に抜き打ちで行うことと考えております。

(3) 今後、展開検査の対象となります許可業者に対しまして、京都府と合同展開検査を実施することを周知した後に、開始することと考えているものでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○谷田健治委員長 以上で説明が終わりました。質問はございませんか。

語堂委員。

○語堂辰文委員 1点お聞きしたいと思います。1ページですが、排出者指導ということ

で、3、4、5年度、これ、3、3、5件ということで書いていただいているんですけども、指導していただいているにもかかわらず増えている、どうして増えているのでしょうかということが1点です。

あと、下の写真をいただいているんですけども、これは廃プラスチックというご説明でございましたけれども、どういうところが違反なのかをお聞きしたいと思います。あと次のページ、アンケートについてということでございますが、この展開検査について指導もされている中で、そういう現状維持とか、いろいろ出ているんですけども、今後、京都府と一緒にということも4のところでお話ございました。つきましては、これまでは京都府と一緒ににはされていなかったということでしょうか、これからということなんでしょうか。その3点をお願いします。

○谷田健治委員長 池本施設部次長。

○池本篤史施設部次長 まず、展開検査の結果に当たりまして排出者指導が増えた原因なんですけれども、こちらにつきましては対象としている業者が持ってきた結果というところがありまして、当組合としましては減らしていきたいというふうに思っていますけれども、業者の方が持ってきておりますので、まず、そちらがあるのかなというふうに考えているところです。なぜというところは、また今後考えていきたいなと思っておりますが、それが課題の1つかなと思っております、そういったことで、一旦お答えとさせていただきます。

続きまして、下の写真のところですけども、基本的には事業所から出されますあらゆるプラスチック類につきましては産業廃棄物というふうに指定されております。産業廃棄物につきましては法の方で決まっております、その内容につきまして、今申しましたとおり、事業者から出るプラスチック類については産業廃棄物というふうに指定されておりますので、見ていただいたら分かるプラスチック類、家庭から出る場合は、分別すれば資源になるものなんですけれども、事業所から出るものについては産業廃棄物というふうにされていますので、同じものであっても、出てくるところで違うというところがありますので、見ていただいたとおり、プラスチック類が産業廃棄物になるかなと思っております。

最後、先ほどおっしゃっていただいたとおり、京都府との展開検査につきましては今までしておりませんでしたので、今後していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○谷田健治委員長 語堂委員。

○語堂辰文委員 抜き打ちで、いわゆる展開検査をしていただいたということでございます。その中で、こうして増えているということで、様々な問題が出てくるんじゃないかと思うんですけども、先ほどからお話ししていただきましたが、これまで6業者が、今回、10月に1業者が加わったということもございました。そういうことで、やはり展開検査というのは、臨時といいますか、業者には事前通告なしでされていると思いま

す。抜き打ちということでございますので、徹底してお願いしたいと思います。これは要望です。

それと、府との合同展開検査は、どこでどのようにされるのか、もう一度お願いします。

○谷田健治委員長 池本施設部次長。

○池本篤史施設部次長 基本的にはクリーン21長谷山の方で、今までの展開検査と同様にはしたいと考えております。詳細につきましては、今後京都府さんの方とも協議を重ねてまいりますけども、先ほども申しましたように、基本的にはクリーン21長谷山の方で同様に実施したいというふうに考えております。

○谷田健治委員長 語堂委員。

○語堂辰文委員 こういう、いわゆる廃プラも含めて、産廃については、特に城陽は非常に敏感に、山砂利の関係もありまして、埋め戻しとかですね、そういうことでなっていますので、是非ともそういう展開の方を、京都府と協議していただくようにして、十分にお願ひしたいと思います。終わります。

○谷田健治委員長 ほかに質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○谷田健治委員長 ないようですので、3点目の、最終処分場のあり方比較検討結果についての説明を求めます。

角田グリーンヒル三郷山所長。

○角田賢祐グリーンヒル三郷山所長 それでは、配付させていただいております資料に基づき、最終処分場のあり方比較検討結果についてをご説明させていただきます。

まず1、比較検討の経緯でございます。グリーンヒル三郷山は、平成13年から埋立てを開始し、令和5年3月末での残余容量は約10万8,000m³、埋立進捗率で言いますと約46%となっております。

最終処分場を計画、建設し、埋立てが開始できるまでには、一般的に10年近くを要するため、今後の埋立容量確保の方法を検討する必要がございましたので、令和5年度に最終処分場のあり方比較検討を行ったところでございます。

続きまして2、あり方比較の検討でございます。

あり方比較といたしまして、①嵩上げ埋立による延命化、②民間委託、③次期最終処分場の新設の3つについて検討を行いました。検討の結果、③の次期最終処分場の新設が一番有利であると評価されたところでございます。

理由といたしまして、最終処分場を組合自ら保有することで、廃棄物の長期間の安定

処理が可能となること、組合自らが最終処分場を整備及び管理するため、環境リスクを極力少なくした施設整備が可能となること、廃棄物の自区内処理の原則を満たすことができることが挙げられます。また、①嵩上げ埋立による延命化につきましては、埋立期間が一、二年しか延長できないため、抜本的な対策にはなりません、費用対効果は高く、一時的な延命化には有効であることが判明いたしました。

次期最終処分場の新設計画の概要につきましては、資料1ページ目の下の方に表としてまとめさせていただいております。埋立期間は交付金の対象の上限となります15年間とし、埋立容量は約24万 m^3 となります。なお、建設工事費につきましては約40億円と試算しております。

続きまして、次のページの3、次期処分場の用地選定の説明をさせていただきます。

グリーンヒル三郷山は、候補地選定及び基本計画の段階で現処分場を第1期、現搬入道路部分に第2期処分場を配置する構想があり、このことにつきまして、地権者であります久御山町、三郷山財産区と協定書を取り交わしております。このため当該エリアにおきまして、埋立容量約24万 m^3 の第2期処分場の配置検討を行いましたところ、配置可能であることが確認できております。

ただし、4、今後の課題等といたしまして、グリーンヒル三郷山の周辺は保安林でありますので、処分場の建設を行うためには保安林の指定を解除する必要があるとございます。今後は、グリーンヒル三郷山の残余年数を考慮しながら、第2期処分場構想エリアを第1候補といたしまして、次期最終処分場建設に必要な手続を進めてまいりたいと考えております。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○谷田健治委員長 質問はございませんか。

中村正公委員。

○中村正公委員 すみません、何点かお聞きしますが、3つの案の中で、この後に報告書がついていますが、結局、新たな埋立て処分場を新設するという方向だと思うんですが、これが、廃棄物の自区内処理の原則を目指したのと、環境面のことでそういうふうに行くと思うんですが、それと、これを見させてもらって、今の処分場をつくるときに、既に2期、3期と、そういう計画というか、そういうのがなされていたというのが、これを見させてもらって、私は初めて分かったんですが、その中で、幾つか質問させてもらいますけども、埋立地に付属する施設についてなんですけども、現在の施設は埋立計画量が20万 m^3 、このA案というか、今度新設する24万 m^3 、それで、浸出水の処理能力ですね、これが現在、1日100 m^3 で、新しくつくるのが24万の埋立計画について、1日当たり65 m^3 、この浸出水調整槽が現在2,120 m^3 の容量があると。今度計画されるのが4,000 m^3 ということですが、浸出水の処理の、施設処理能力が現在よりも少ない理由、1つはね。それと浸出水調整槽の容量を2倍近くにした理由、それと放流方法、放流先、近くですので、変わらないんだと思うんですが、これについてお聞かせください。

○谷田健治委員長 角田グリーンヒル三郷山所長。

○角田賢祐グリーンヒル三郷山所長 先ほどのご質問ですけれども、まず、浸出水処理施設の能力が現在よりも小さくなる要因といたしましては、まず、埋立て面積が今は1万7,000㎡なんですけれども、今の計画の概算の面積としましては1万4,300㎡と、少し小さくなるというところがありまして、浸出水の発生量そのものが小さくなるというふうに想定しております。また、浸出水の調整設備としまして、その調整容量が現在の2,000㎡から4,000㎡となりますことから、これの収支計算を行いまして、処理量これぐらい小さくても十分に、貯留と処理が滞ることなくできるというふうな試算ができております。放流先につきましては、この検討の中ではまだ検討していないものとなっております。

○谷田健治委員長 中村正公委員。

○中村正公委員 放流先はまだ検討していないということですが、近くなので同じ川なのかと思うんですが、これからなんでしょうけれども、浸出水調整槽が倍ぐらいの大きさになるというのが、この後の報告にあるような、現在の三郷山の流出、そういう件もあって、こんなふうに増やしたんじゃないかなと思うんですが、その辺のあたりもお聞かせください。

○谷田健治委員長 角田グリーンヒル三郷山所長。

○角田賢祐グリーンヒル三郷山所長 浸出水の調整規模を4,000㎡に増やした理由といたしましては、今の三郷山の建設を行いましたときと、今の気象状況とかが大きく異なりまして、まず全国都市清掃会議が出しております設計要領の中でも、雨量のモデル計算の仕方が、もともとは、過去10年の平均というものを出していたんですけれども、今では過去10年の最大の雨量モデルを用いて計算するというふうになっておりますので、その辺りで調整容量が大きくなっております。

○谷田健治委員長 中村正公委員。

○中村正公委員 ありがとうございます。これは処理水の能力もありますが、この施設自体、設備は新たにつくって、内容的には同じようなものができるということなんですか。

○谷田健治委員長 角田グリーンヒル三郷山所長。

○角田賢祐グリーンヒル三郷山所長 おっしゃるとおりでございます。

○谷田健治委員長 中村正公委員。

○中村正公委員 ありがとうございました。最後に、これをやるときに保安林の解除に向けた課題があると、65ページにありましたが、保安林の解除は、公益の用がある場合には、それは、簡単にというわけじゃないけども、解除できるというんですが、治山事業が最後にあるように、治山事業をやられていて、これの範囲解除は極めて難しいというふうに、20年解除できないとあるんですが、この治山事業からは9年ほどですけども、これへの対応というのはどのように考えたらいいいんでしょうか。

○谷田健治委員長 角田グリーンヒル三郷山所長。

○角田賢祐グリーンヒル三郷山所長 現在、京都府の森づくり振興課とも協議をしております、保安林の解除の方法につきましては、林野庁の方に申請の方を行っていくんですけども、どういうタイミングでどのように解除の申請をしていくかというのは、現在協議もやっているところでございます。

治山事業を行いました場所につきましては第1級地という扱いとなりまして、ほかの保安林の解除よりは条件が結構厳しくなるんですけども、それでも、公益上の理由という部分を整理しまして、解除の方は可能ではあるというふうに説明を受けております。

○谷田健治委員長 ほかにご質問ございませんか。

角谷委員。

○角谷陽平委員 よろしくお願いいいたします。確認なんですけど、これ、同時にお渡しいただいている報告書の61ページなんですけど、A案、B案とかあるようですので、概算の工事費ということなんですけど、交付金の部分と市町の負担になる部分というのを分けてご説明いただいてよろしいですか。

○谷田健治委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 61ページの下の表のところでございますけども、例えば工事合計が43億ほどになっておりますけども、そのうち交付対象事業が31.9億となっておりますが、そのうちの3分の1が交付金、国の方からのお金となりますので、こちらについては交付金を受けるという形になります。

一般廃棄物処理事業債と一般財源というふうに分かれていると思いますが、こちらの方の一般廃棄物処理事業債の方は90%までが借入れ可能で、そちらの方は借入れはするので、当然返済の方は必要となるんですけども、この補助の、補助裏という言い方をさせてもらいますけども、補助から漏れた分の交付金外の部分、3分の2の部分の90%のさらに半分は交付税措置が受けられるので、実質、この19.1億の半分は市町さんの方に返っていくというようなことを考えております。一般財源の2.2億につきましては全て分担金という形になります。

交付対象外の11.5億、こちらの方でございますけれども、このうちの75%、こ

ちらの方は同じように一般廃棄物処理事業債の方で借入れを行うということになっておりまして、こちらの方は交付対象外の分の起債ですので、8.7億のうちの30%につきましては、交付税措置の対象となるということになりまして、残りは市町さんの分担金になっていくということになります。

○谷田健治委員長 角谷委員。

○角谷陽平委員 結論的に申しますと、工事費、これはあくまで試算で、今後着手したとき、結論的に言うと、全体の何%が負担になるかというのをお答えいただいてよろしいですか。

○谷田健治委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 今の説明をさせていただいた、最終、交付税措置として返ってくる分は負担にならないという考え方でいかせていただくと。全体の47%ぐらいが負担となるというふうに考えております。

○谷田健治委員長 角谷委員。

○角谷陽平委員 ありがとうございます。ざっくり言うと約半分ぐらいということですね。今後膨らんだときも大体それで見させておいていただければいいということですね、分かりました。必要なものですので、もちろん構成市町も負担していかないといけないわけですけど、やはりその辺が我々としては大きなところですので、分かりやすくしていただけると助かります。

あと、このスケジュールなんですけど、そもそも比較検討の、このコンサルタントさんからお渡しいただいているのが令和6年3月ということで、昨年度末ということなので、この63ページの図の3-15でいくと、令和5年度の末ですので、一番上のところは終わっていると。今、この基本構想をつくっていらっしゃるということで、なおかつ先ほど来からご説明あったのが保安林の解除申請、6番の事前相談は、今同時にされていらっしゃるということだと思うんですけど、この基本構想というのはいつぐらいにお示しになれるようなものなんでしょうか。それとあと保安林、先ほど来ご説明がありましたけど、そちらの方の見通しが無い限り、この基本構想というのは出ないものなんでしょうか。その辺をご説明ください。

○谷田健治委員長 角田グリーンヒル三郷山所長。

○角田賢祐グリーンヒル三郷山所長 現在、この施設整備基本構想というのは、令和6年度におきましてはまだ行っておりませんで、これから実施していくに当たりましては、保安林の解除の中で、候補地を今の三郷山第2期部分以外とも比較をして、保安林解除の申請に利用していくということになっておりまして、これをどのようなタイミング

でやっていくかということが、これからやっていくということになっております。

○谷田健治委員長 角谷委員。

○角谷陽平委員 ということは、私もざっくり見させていただいたんですけど、この処分場の案として、A案とかB案とか出てはいるわけですけど、言わば、どちらか決まるというのは、保安林の解除のこととかも一定見通しが立たないと、それも決まらないので、要はそれが終わってからじゃないと基本構想も基本的にないという認識で、なおかつそれは、ここに示されている基本構想の整備というのは令和6年度中には難しそうという見通しなんですか。

○谷田健治委員長 角田グリーンヒル三郷山所長。

○角田賢祐グリーンヒル三郷山所長 そうですね、今のところまだ、この基本構想につきましては、まだ未確定ではございますけども、候補地選定と基本構想というのはセットで進めていくものになるかなと考えております。

○谷田健治委員長 川島施設部長。

○川島修啓施設部長 スケジュールに関しましては、あくまで純粋に、何もハードルがなく進んだ場合みたいなイメージですので、今、委員おっしゃられましたように、基本は保安林解除、これがやっぱり何よりも条件になってまいりますし、先ほど角田が申し上げましたように、他の候補地も含めて検討へ入っていくという形になりますので、このスケジュールよりも若干、少し右にずれてくるのかなと、現状はそのような感じで考えております。

○谷田健治委員長 角谷委員。

○角谷陽平委員 ありがとうございます。様々な難しいことがあるんだろうと推察はするんですけど、我々、こうやって確認させてもらおうと、大きいスケジュールと、我々の構成市町としてどれぐらいの負担があるのかと。かなり長期の計画になってまいりますので、多少、1年2年のスケジュールのずれというのはあるのかもしれませんが、一定、こういったものが間違いなく受け入れられる体制が整っているのかというのが正直我々の関心事でございますので、今見させていただいたスケジュールというのが、少なくともこれしかないので、今後の課題はお書きいただいているんですけども、そうなってくると、先ほど来からありますけど、保安林の解除自体は未来の話として、その一定見通しも踏まえた上で候補地を選定するということも含めた基本構想の策定については、今明確に、いつぐらいまでということを示していただける段階ではないという認識ですか。

○谷田健治委員長 川島施設部長。

○川島修啓施設部長 申し訳ございませんが、明確にはお答えできないような状況となっております。

○谷田健治委員長 角谷委員。

○角谷陽平委員 分かりました。その辺も含めて、ちょっと分かりやすく言っていただいたほうが、それは簡単なことではないというのは、今ご説明を聞いてて分かりましたし、だからするとか、そんな話はもちろんありませんけれども、一定、費用のことと、いつ、今度はどういうふうになるというのは、できれば分かりやすくご説明いただいたほうが助かりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○谷田健治委員長 ほかに質問はございませんか。

辻委員。

○辻 徹委員 すいません、1点教えていただきたいんですが、2ページのところで、処分場の用地選定に当たって、久御山町の三郷山財産区と協定書を取り交わしていただいているというところなんですけども。これはいつ頃に協定書というのは取り交わしていただいたんでしょうか、ちょっと教えてください。

○谷田健治委員長 川島施設部長。

○川島修啓施設部長 平成9年の7月に協定書を取り交わしております。

○谷田健治委員長 ほかにございませんか。

語堂委員。

○語堂辰文委員 報告のところですけども、43ページの図面で、これ、現在はどこで、計画を予定されているところはどこなのか教えてほしいんですけど。

以上です。

○谷田健治委員長 角田グリーンヒル三郷山所長。

○角田賢祐グリーンヒル三郷山所長 43ページで言いますと、A案の方で、左上の方のところに、五角形のような形になっている部分が埋立て処分地になる予定とした案となっております。現在地につきましては、図面のほぼ中央のところに第1期埋立地と書いているところが、今のグリーンヒル三郷山の埋立て処分地となっております。

○谷田健治委員長 語堂委員。

○語堂辰文委員 これは後で出てくるので、重なって申し訳ないんですけども、流出事案の、このカラーでいただいています、この1ページですか、その図面と、今お示しいただきましたA案のところの、五角形の右側ですか、ポコッと出ている。それが現在ということなんですけども、これは地図上でいうと、位置関係で上部になるということなんでしょうか。確認です。

○谷田健治委員長 角田グリーンヒル三郷山所長。

○角田賢祐グリーンヒル三郷山所長 地形的には上流側、上部の方に配置されるということになっております。

○谷田健治委員長 語堂委員。

○語堂辰文委員 そういうことで、山林、保安林ということで、申請の時期が、この予定表でいきますと申請が際といたしますか、令和8年、そのあたりに書いていただいていますけれども、手続は大変だと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

あともう1点ですけれども、放流先が未定ということでございますが、現在の放流先と同じになるんじゃないかと思うんです。そのあたりの確認、もう一度、先ほどのご答弁と重なるんですけども、お願いします。

○谷田健治委員長 角田グリーンヒル三郷山所長。

○角田賢祐グリーンヒル三郷山所長 放流先の河川につきましては、今のグリーンヒル三郷山につきましては田原川の方に放流をしておりますけれども、次期最終処分場の地形とか、排水処理施設の配置位置によっては、地形との兼ね合いもあるんですけども、その辺りで最も実現可能な放流先というのが決まっていくものと考えております。

○谷田健治委員長 語堂委員。

○語堂辰文委員 後の方で重なる部分もありましたので、一応理解はさせていただきますけれども、やはりその辺り、住民の皆さんに不安がないように準備をしていただくということと、ご説明の方をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○谷田健治委員長 ほかに質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○谷田健治委員長 ないようですので、4点目のグリーンヒル三郷山における浸出水の流出事案についての説明を求めます。

白井グリーンヒル三郷山副所長。

○白井祥吾グリーンヒル三郷山副所長 それでは、配付させていただいております資料に基づき、グリーンヒル三郷山における浸出水の流出事案についてをご説明させていただきます。

まず1、発生状況及び原因でございます。

グリーンヒル三郷山における最終処分場、処分地の現状としまして、降雨により処分地内に浸透した雨水、これが浸出水となり、この浸出水を、1日当たり100 m³の処理能力を有する排水処理施設で処理をし、田原川へ放流しております。また、降雨の状況により浸出水量が増加した場合に備えまして、図の右側に記載しております、約2,100 m³の浸出水の貯留が可能な流量調整槽を設置しております。

しかしながら近年は、いわゆるゲリラ豪雨といった多量降雨なども多く、これらの影響により先ほど申し上げました流量調整槽だけでは対応できない場合がございますことから、図の処分地区画内の左側に記載しております、処分地内に掘った仮調整池へ浸出水を返送し、一時的に貯留する対応も行っているところでございます。

(2) 発生状況についてでございますが、本年3月から6月の雨量が非常に多く、排水処理施設及び処分地内の仮調整池における浸出水の貯留量が増大していましたため、大雨が予想されるごとに警戒の方を行っていたところですが、6月27日木曜日からの降雨により、仮調整池の水位が急激に上昇し、6月29日土曜日に、図の左下に流出箇所と記載しておりますが、こちらから雨水排水路に流出していることを発見し、7月1日月曜日に京都府山城北保健所へ報告を行いました。資料は裏面をお願いいたします。

(3) 発生原因についてでございますが、排水処理施設における処理水につきましては、毎月測定を行っているところでございまして、3月の測定、これは3月14日の採取分になりますが、生物化学的酸素要求量(BOD)の基準値超過があり、このため、その対策を行うまでの間、具体的には3月22日から4月23日までの約1ヶ月間でございますが、処理水の排水を停止していましたので、発生する浸出水を処理して減らすことができず、流量調整槽や仮調整池の水位が高い状況にございました。

また、このような状況の中、本年3月から6月の降雨量が過去10年間で最も多く、排水処理施設及び処分地内における浸出水の貯留量が極めて多い中、多量の浸出水の発生を受け、仮調整池から流出したものでございます。

次に2、応急措置の実施についてでございますが、5点ございます。

まず、1点目としまして流出水及び最終処分場下流側、敷地境界付近の雨水排水路の水を採取し、水質分析業者へ分析依頼を行いました。分析結果につきましては全て放流水の基準値内でした。

2つ目としまして、4月から、大雨が予想されるたびに仮調整池の補強を行い、警戒し対応してきたところでございますが、さらに土堰堤部分の補強を図りました。

3つ目としまして、先の仮調整池土堰堤部分の補強に加え、それでも仮調整池から浸

出水があふれるといった場合に備えまして、このあふれた浸出水を、資料表面の図の右下に記載しておりますが、こちらは浸出水を集める集水ピット方向へ導水する溝を掘りまして、雨水側溝に流出することを防止しました。

4つ目としまして、この間、排水処理施設側の貯留量が多い場合は、仮調整池への浸出水返送を基本的な対応としておりましたが、仮調整池も貯留量が多い、満杯といった場合は、処分地内の保水可能な別の場所へ浸出水を返送することとし、今回、その対応を行いました。

5つ目としまして、ただ今申し上げました4つ目の処分地の保水可能な場所への浸出水の返送に関するマニュアルを作成しました。

次に3、恒久対策の実施についてでございますが、浸出水の発生量自体の減少を目的としまして、処分地内にカバーシートを敷設します。この対策は今年度を実施する計画しておりましたが、BODの超過対応などにより工事着工ができていない状況となっております。今後、工事を行っていく予定でございますが、今回の浸出水の流出防止対応として浸出水の処分地内返送や溝掘りなどを緊急で実施しましたため、カバーシートを敷設する計画をしていた場所の地形が当初から変わってしまいました。敷設計画場所の地形を変えなければ対応できなかったため、このカバーシートの敷設につきましては、現在の処分地内状況を踏まえた上での工事仕様や設計に見直す必要があり、現在、各種調整を進めているところでございます。このため、本来予定していたスケジュールでの実施が困難であり、また、全工程を含めると、半年程度の期間を要しますことから、本年度内の工事完了は非常に厳しい状況にございますため、予算の繰越しなどが必要になるものと考えております。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○谷田健治委員長 以上で、説明が終わりました。質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○谷田健治委員長 ないようですので、5点目の循環型社会推進会議についての説明を求めます。

五十嵐循環型社会推進課長。

○五十嵐正和循環型社会推進課長 ありがとうございます。そうしましたら、資料に基づきまして、循環型社会推進会議についてご説明させていただきます。

本会議につきましては、ご案内のとおり、ごみの減量を促進するための施策について議論する会議として、本庁移転後に、住民の皆様や学識経験者、議員の皆様、構成市町により構成される循環型社会推進会議を、この8月に設置し、構成市町に減量施策の提言を行い、ごみ減量化を実施していくことを目的といたしております。8月21日に第1回会議を開催したところでございます。家庭ごみの大部分の占める生ごみ、紙ごみ、プラごみを減らす方法について、3Rのリデュース、リユース、リサイクルの観点から議論いただいたところでございます。また、行動変容につながる手法につきましても、

規制的手法、奨励的手法、経済的手法についてご議論いただいたところでございます。

具体的な意見としましては、1の現状の主な意見で記載させていただいているとおりでございますけれども、古紙の資源回収など、自治会でされている回収について、自治会に入っていない方々はどうしたらいいのか分からないといったようなことがあって、なかなか細かな情報までがしっかり伝わっていないといったご意見や、意識をされる方はしっかり分別されるんですけれども、意識をされていない方に行動変容を求めるには経済的手法が有効などといったご意見をいただいたところでございます。

右の今後の予定のところでございます。10月から市町と論点整理を行っているところでございます。また、去る11月2日に、これは第1回目会議のときにご提案があって開くことになった、立命館宇治高校とのワークショップを開催いたしております。フレッシュな意見をたくさんいただいたところでございます。

今後でございますけれども、12月中に第2回会議を開催し、ごみの減量を促進するための施策について議論いただきまして、3月までには第3回会議を開催して、提言を取りまとめたいと考えております。提言された減量化施策については、各構成市町でさらに検討いただきまして、令和7年度以降、順次実施していただきたいと考えております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○谷田健治委員長 以上で説明が終わりました。

質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○谷田健治委員長 特にないようでございますので、以上をもちまして、本日の議題は終了いたしました。

なお、本日の委員会の発言については、速記録を点検し、不適切な発言等がありました場合は、委員長において精査をいたしますので、よろしくお願いいたします。

これをもちまして、廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時10分閉会